

## 第 31 回那覇市上下水道事業審議会議事録要旨

1 日 時 令和 6 年 6 月 4 日(金)14:00 ~ 15:30

2 場 所 那覇市上下水道局 A棟4階会議室

3 出席委員 神谷大介(会長)、山元知子(副会長)、野崎律子、加賀谷生恵、  
前原信達、謝名堂聡、上原博、糸村和哲、仲村渠好美、  
田島繁 (審議委員 10 人中 10 人出席)

4 上下水道局

出席者 上下水道副部長ほか、上下水道局職員

5 次第

開 会

審議依頼 (審議依頼書『水道料金改定について』手交)

第 31 回審議会(議事)

閉 会

6 議 事 水道料金の改定について

以下、議事要旨

(審議に先立ち本日の審議会は公開とすることを決定。ただし、傍聴者なし。)

事務局)配布資料を用いて説明。約 30 分

会長)説明を受けて、ご質問をお願いします。

G 委員)1 ページ目の経費負担区分について、地方公営企業法第 17 条の2第 1 項第 1 号の「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」、2 号の「当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てること客観的に困難であると認められる経費」とは、それぞれ具体的にどんなものがありますか。

企画経営課長)1 号は具体的には水道事業においては、消防施設である消火栓の設置や維持管理を水道事業で行っており、その設置費用と維持管理費用については1号にあたります。また2号は病院事業などで僻地の病院において患者さんからの収入だけでは病院経営が維持できないということなどがあり、その

ような場合一般会計からの補助等で補うことができるなどの例があります。

企画経営課長)ここで少し補足説明をさせてください。17ページをご覧ください。収益的収支の改定後の予測ですが、当年度純利益が令和7年度 386,854 千円、令和8年度 502,916 千円、令和9年度 473,006 千円となっておりますが、その前の14ページの一番下の行で、「資産維持費は令和8、9年度の各年度で約1億円を見込む」となっております。資産維持費は純利益のことになりますが、ここでは整合していないように見えます。

このことを説明すると17ページの収益的収入の2営業外収益(4)に「長期前受金戻入」という収入があります。これは施設の建設に際して補助金等他会計から受ける資金があり、これを減価償却に合わせて収入として見込むという複雑な経理があります。「期間損益計算」ということで、説明することが難しいのですが、これが令和7年度は389,467千円、令和8年度は382,535千円あり、現金の実態のない収入になります。資産維持費を1億円見込むというのはこの長期前受金戻入の額を純利益から差し引いた額となります。

地方公営企業法で定められた長期前受金戻入という経理の仕組みで、分かり難くなっておりますが、「現金ベースで約1億円の利益を見込んでいる」とご理解いただきたいと思えます。

もう一つ補足説明させてください。16ページの県企業局の料金改定は単価 33円46銭の増額ですが、那覇市の増額は33円で、46銭抑えた形にみえますが、実は県から購入する水量の内4%は収入にならない水量があり、それを経費として換算すると33円という額は、実は35円ぐらいの金額に換算できます。それからするとさらに1円50銭の軽減を図っております。

D 委員)今回の料金改定では、改定の条件とか期間がポイントだと思う。

算定期間が3年間というのは企業局の改定の設定に合わせたということですが、17ページでは令和12年度まで算定しているのはなぜですか。

企画経営課室長)令和12年度まで見せているのは、現在の上下水道事業の経営戦略の中では令和12年度までの計画になっているので、それを踏まえて試算しております。3年では短い期間になるので、できるだけ長く幅を取って試算し、その中の料金算定期間である3年間の費用を集計し総括原価を算出しています。

D 委員)県企業局が3年後にまた料金改定となると那覇市も令和10年度に料金の見直しがあるのですか。

企画経営課室長)そうです。県が10年度以降にも料金改定を行うことを示唆しておりますので、本市としても同じように料金算定期間を設けたいと考えています。

E 委員)9ページ16ページに、県企業局は令和6年10月に 18 円 60 銭値上げし、その後 23 円、33 円 46 銭と改定するが、那覇市の案は、1 回目の令和6年10月は現行の料金を維持して、県の2回目の値上げから値上げするということで理解して良いですね。

県は改定について今後、発表すると思うが、今の円安や物価高の経済状況の中で10月に県水道料金を値上げするが、県はこれ以上に値上げすることもあるのですか。今決まっている県の改定額はそのままですか。

企画経営課長)県の改定については、令和 5 年 11 月の県議会で料金改定の条例が可決されており、新しい料金の適用は令和 6 年 10 月からで、また段階的にこれらの金額で改定することが決まっております。この額を変更することは今のところありません。もし変更するのであればまた新たな条例改正が必要になります。

E 委員)もし県の水道料金がまた値上げされるとしたら令和 8 年 4 月以降になるのですか。

企画経営課長)県の算定期間が令和 10 年 3 月までなので、それ以後に県が料金改定を行う可能性はあります。

E 委員)ではその県の値上げを踏まえると、令和 10 年 3 月までは那覇市も値上げすることはないですね。

企画経営課長)はい、那覇市としても県と同じように令和 10 年3月までの算定期間で料金改定を考えておりますので、それより早く改定することはありません。

C 委員)今回の値上げについては、県からの仕入れ値が上がるからそれに対応して那覇市の水道料金を値上げするということですね。

計画には地震対策については盛り込まれていると思いますが、最近、津波で大勢の方が避難することがあったのですが、津波対策や今年の渇水対策に対する取組はありますか。

今後の気候変動に伴う災害への対策については検討されておりますか。これらに対しては人件費などコストが掛かると思うので。

企画経営課長)自分の知り得る範囲でお答えすると、那覇市の水道施設については、ポンプ場などは海拔の高いところにあるので津波の被害は少ないと思います。逆に下水道の施設は若干低いところにあるので、対策は必要だと考えております。那覇市の水道施設に関しては津波の被害ということはないと思います。

ただし、水道水を作る県企業局側の浄水場やポンプ場については海拔の低いところにある施設もあるので、それらの対策は県によることになります。

配水課長)那覇市の水道施設で豊見城ポンプ場が豊見城市高安にあって、海拔 7メートルに設置されていますが、県の指定する津波災害警戒区域・洪水想定浸水区域には入っていないので、津波の心配はないと思います。

上下水道副部長)今の回答は各論的でしたが、C委員の質問は、災害対策などで別の要因で費用が掛かるのではないかと、またその費用は見込まれているのかということだと思います。

基幹管路については耐震化・更新計画を 10 年スパンで検討し、地震など災害に備える管路の布設計画をしており、この計画を加味して経営戦略に 10 年間でそれらにかかる費用や必要な財源を見込んでおります。

つまり一定程度の予測される災害に備える費用はすでに見込まれているとご理解いただきたい。

C委員)安心して良いということですね。

F委員)県の値上げの主な理由は動力費・電気料金の高騰ですが、逆に電気料金が下がった場合は、水道料金を下げるべきです。那覇市はこのことを県に要望しましたか。県の料金が下がる方向でも検討した方が良いと思う。

上下水道副部長)県は今の経済状況で料金を算定しておりますので、電気料金が下がった場合は、県の料金を下げるべきという議論は出るかと思えます。

県は今年度の値上げについては、当初額より 4 円程度上げ幅を抑えております。これは国からの動力費高騰に対する交付金を活用し金額を抑えております。今後、新たな交付金などが見込まれる場合は那覇市単独ではなく、他の事業体などと一緒になって、県や県議会に対して、値下げの要請を行う可能性はあると思えます。

F委員)是非、先頭を切ってよろしくお願いします。

会長)企業局が消費税以外で値上げしたのは、いつですか。

上下水道副部長)平成 6 年です。

会長)県企業局も公営企業として、安定的に経営しないといけないし、儲けすぎてもいけないとされています。沖縄県の電気代は日本一高いし、水源地から遠いので電気を多く使う。また今年は電気を多く使う海水淡水化もフル稼働した。こ

のように県企業局は費用が掛かる構造をしている状況での県水道料金改定です。

一方、那覇市の水道料金は県企業局から 100%受水している中では安いという状況もあります。

会長)委員の皆さんのご意見が欲しいのですが。

18 ページで総括原価から、1<sup>m</sup>当たり 33 円値上げしたいと説明がありました。

6 ページの那覇市の料金体系で、例えば口径 13mm及び 20mmの 1 か月 5<sup>m</sup>までは、1<sup>m</sup>当たり 50 円です。水道は使えば使うほど単価が高くなっていく。

贅沢な水の使い方をする人、商売で大量に使う場合は単価が高くなる。金額自体は異なりますが、那覇市だけではなく日本全国同じような制度です。

今回は 33 円をすべてに同等に乗せるという案ですが、原価が上がっているから全部に対して均等に増額するという考え方もあります。しかし例えば 5<sup>m</sup>から 10<sup>m</sup>くらいが独居高齢者だと思いますが、そのような方と商売されていてもっと多く水道を使っている方と増加分が同じ負担であるという考え方が良いのかどうか。

全体の合計で1<sup>m</sup>当たり 33 円上げるのは安定的な経営のため必要という説明は納得できるが、商売のために多く使う水道料金と生活のために使う水道の値上げ幅が同じということはどう理解するのか。「上げ幅」の解釈についてどう考えるのか。どちらが正しいかということではありません。

「生活保護」など最低限の生活という意味合いにおいては水道で対応するのではなく社会福祉制度の枠組みの中で対応すべきであり、これは日本政府で考えることではあります。今回の改定案の「上げ幅」について意見が欲しい。

企画経営課長)(『県内8市の料金単価逡増度・最低単価最大単価比較資料』で説明)

一般的に水道料金は使えば使うほど単価が高くなるということで「逡増制従量料金」という言い方をします。

逡増度の比べ方として、最低単価、最高単価の倍率を示しており、那覇市は 2.28 倍の単価の差となります。8 市と比べると真ん中くらいで、他市も下は 2 倍から多くても 2.5 倍の間で設定しております。

現状でこのように逡増度として料金に差をつけており、使用料の少ない方への配慮ができております。今回はそれぞれの料金区分の単価に一律に同じ金額 33 円を加えることが那覇市としての案となっており、この案では逡増度が現在の 2.3 倍が 2 倍になり、若干低下しますが、まだ効果的な逡増度は保たれていると思います。今でも大口利用者には大きな負担を頂いており、現状の 2.3 倍の率を維持したまま単価に加えると大口利用者へは過剰な負担になります。

今回は県の単価の大幅な値上げが原因であるということもあり、少量使用者、大口使用者に均等に負担して頂くことをお願いしたいと考えています。

会長へのお答えとしては、「今回の案でも逡増度はある程度は保たれている」ということになります。

H 委員)6 ページの現行水道料金で、それぞれの単価に 33 円加えるということは最初の 50 円の単価は 33 円加えて 88 円ですね。基本料金は変わらないのですか。

企画経営課長)今回は水を使えば使うほどかかる変動費に分類される「受水費」が値上りしますので、従量料金に加算することになります。

F 委員)33 円という金額は、市民に対しては 18.12%上がりますとのこと。商売をされている方は、実際の率からすると 14%くらいになるということですか。

企画経営課長)個々の改定率はそれぞれの使用水量で異なってきます。改定率は例えば元が 100 万円だとすると上げたことによって 120 万円になると、上げ幅が 20 万円なり、率に換算すると 20%という計算になります。

本市の水道供給単価が 182.09 円なので、それに対して 33 円の値上げを負担していただくということで算定すると 18.12%の改定率となります。

会長)平均的な率だと 18.12%となる。

少量の水道使用者は 50 円が 83 円に値上げされる。

仕事で大量に水を使っている方は、多めに金額を負担しているのだから、これ以上値上げすると過剰な負担ではないか。生活のための水と営業のための水は違うのではないか。どのように考えるのかに答えがあるわけではないが、物価高で生活が厳しい状況で、50 円に対する 33 円は感覚的に高いのかそれほどもないのか。

E 委員)前回の下水道の料金改定の時に一般的な 4 人家庭で月額いくらになるという提示があった。1 m<sup>3</sup>で 33 円上がると一般的な 4 人家庭で月額いくらの上りになるのですか。

企画経営課室長)参考資料 1 ページ。例えば 10 m<sup>3</sup>使用の場合は税込みで 363 円の値上げです。

E 委員)6 m<sup>3</sup>~10 m<sup>3</sup>が那覇市の平均的・一般的な使用料なのか。

企画経営課長)下水道の時は、4 人家族はひと月当たり 20 m<sup>3</sup>~30 m<sup>3</sup>使うと仮定

されるとしています。表の中で 20 m<sup>3</sup>使う方は 726 円値上りします。30 m<sup>3</sup>使う方は 1,089 円値上りとなっております。

E 委員)市民の約 9 割がここに当たるということか。

企画経営課長)9 割の方は、1,000 円以下の値上げになるということです。

D 委員)参考資料 1 ページのグラフを見ると約 9 割が 30 m<sup>3</sup>以下の使用水量と言えるわけですが、先程会長がおっしゃったのは、この棒グラフの平均でみると 18%の改定率になっていますということですね。ただ、0~5 m<sup>3</sup>の所の方は 50 円が 33 円で約 60%になり、多く使用する単価は、分母が大きいので 5%くらいの改定率になるということだと思います。それを良とするかということ。

少量の使用でも大量の使用でも同じ改定率になるようにできるのか。そのような算定はしていますか。

企画経営課長)基本料金も含めた平均の改定率が約 18%ですが、従量料金だけの値上げ幅だと約 20%の増となります。もし、最高単価の所を 20%の比率で上げると 60 円以上の値上げになる。平均 33 円の所を大口の利用者は倍以上の負担になってしまう。今でも多く負担いただいている大口利用者に対して同じ比率で設定すると、とても大きな負担増となると考えています。

C 委員)参考資料をみると 0m<sup>3</sup>の利用が7万件もあるのですね。

企画経営課長)たまにしか利用しない建物で、あまり水道を使わないけど開栓閉栓を頻繁にするのも大変なので、開栓したままなどのところがあります。使用水量が 1 m<sup>3</sup>以下だと0m<sup>3</sup>になります。

G 委員)那覇市は水道料金を値上げするという事で検討しています。他市も県の値上への対応を検討していると思います。

那覇市は最高と最低で 300 円近い差があり、最低単価はとても安い。他市も最低単価と最高単価など色々あると思いますがどのような状況ですか。値上げを行うと今より最低と最高の単価が広がることになるのですか。

企画経営課室長)那覇市以外の市町村は「基本水量」があって 8 m<sup>3</sup>まではどれだけ使用しても同じ金額です。那覇市は基本水量がないので 1 から 5 m<sup>3</sup>が最低単価で 55 円です。他の市町村は 8 m<sup>3</sup>までは何m<sup>3</sup>使用しても同じ金額で9m<sup>3</sup>からの単価が最低単価でそれが 143 円から 192 円となっております。他市とは料金体系が異なります。

G 委員)他の市町村は、8 m<sup>3</sup>の金額が最低ということですね。

企画経営課室長)はい、そうです。そのため 10 m<sup>3</sup>の金額から算定される1 m<sup>3</sup>当たりの単価を最低単価として逡増度を計算しています。

G 委員)下の表の最低単価と最大単価の比率よりも、逡増度の比較が正確に近くなるのですね。

会長)D 委員の意見の「少量の単価を上げずに、多い使用量の単価に金額を割り振るような算定」が可能なのか。

これまでの意見から一般的な家庭の水道料金について、4 人家族、具体的に大人2人の世帯、水を多く使う子供がいる世帯、独居高齢者の場合などの場合に水道料金がどれくらい値上げになるのかという資料を提出して欲しいと思いました。

多く負担している方にさらに過度な負担と考えるのか。月収 20 万円の人の1万円と月収 2 億円の人の1千万円と割合は同じだが感覚が違う。その値上の感じ方をどう考えるか。「これが正しい」という考え方はないがどう考えるのか。

家族で細々とした商売で水を使っているところで、負担が増えるのは厳しいと考える部分もある。

少なくとも、均等に値上げするか、逡増度を保って値上げするか、どの方法を取るにしても、どのように考えて設定したかを明確に説明ができるようにする必要があると思う。「卸値が値上げしたから、それぞれの単価を一律に 33 円値上げた」ではなく、結論に至るまでにデータに基づいて議論することが必要で、その検討した材料を示しながら「水の使用を抑えて節水を努力している方にも均等に負担をして頂かなければいけない」などの考え方を説明する必要がある。

企画経営課長)次回、逡増度を保ちながら料金改定を行った場合などを示しながら説明させていただきたいと思います。

先程と同じ説明になるとは思いますが、今回は上げ幅が大きいので今までと同様な率で大口使用者に値上げ額を加えると、大口使用者には非常に大きな負担となってしまうことがあって、少量使用者への負担軽減との整合は難しいところがありますが、資料等を準備して皆さんの意見を頂きながら料金について考えていきたいと思っています。

今回、平均単価を 33 円とする改定案を示しましたが、これについては承認いただいたということで、今回はこれを基本にどのように従量料金単価に配分するかという議論をさせていただいてよろしいでしょうか。

会長)平均 33 円単価を上げる。今回は、その負担の割合について検討していくという方向でよろしいですか。

各委員)はい。

会長)では、その方向で検討していきたいと思います。

E 委員)参考資料1ページの 5,001~8,001 以上の所が 0 パーセントとなっているのはなぜか。

企画経営課室長)これは件数としての比率で、件数が少なくて 0.00%より下になっています。

E 委員)水量の大きいところは、ホテルなどですか。

企画経営課室長)自衛隊基地や空港などの大規模な施設になっています。事業者だと、宿泊業のホテルが上位に入ってきます。あと病院、大型店舗などです。

会長)那覇市には大口使用者が数多くあるので、基本水量料金を取らなくても事業運営していける。他市もそれなりの人口はいるがホテルの数は那覇市とは比べものにならないほど少ない。水道経営上は、短い管路で大口需要者がいると利益率が良い。大量に水を使用してくれるのは水道経営上は望ましい。けれども、今年のように渇水状況には色々思うところはある。

渇水については、水源のない各市町村の水道事業では議論できることはほぼない。企業局は小さな山城ダムと海水淡水化施設がある。海水淡水化施設はいざという時に使う。県も小さな倉敷ダムしかない。あと基本的に国のダムに水源を頼っています。

今回は色々タイミングが悪かった。PFOS 問題で河川や地下水からの取水を止めている状況で、企業局導水管の漏水事故が発生し、観光客が過去最高に増えて水需要が増えたのに、例年に比べ驚くほど雨が少なかった。

今回、悪い条件がたくさん重なったが、今後の気候変動を考えたら、渇水などに備えた検討を行わなければならない。渇水などについて、沖縄県は最近 20 年は検討していない。検討する権限を持っているのは県の地域離島課のはずです。国で検討できるのはダムの運用上の事です。県は例えば観光客を 1,500 万人にしたいとか人口を 150、160 万人にしたいという時、水道供給量の試算をして足りるのかなどの議論が必要。それに関しては、行政判断もあるが政治的判断も必要である。これらに関して那覇市からも要望はできるが、具体的な数量などを示すのは難しいと思います。

世界中で気候変動により全然雨の降らない時期ともものすごく雨の降る時期ができており、住みにくい気候になっていると思います。

D 委員)再生水の利用の拡大についてはどうなのか。新都心エリアでは学校のトイレとかに再生水が使われていると思いますが、これはどのような仕組みですか。

企画経営課長)再生水は、県の下水道事業から購入しております。汚水を浄化した水をさらにキレイにした水を購入して再生水として供給します。

県の下水道が供給できる再生水の量は決まっており、また再生水を使うために建物は二重に給水管を設置しなければならないという条件もあって、なかなか一般家庭で利用するのは難しい。大規模な施設に関してはなるべく使ってくださいとお願いはしておりますが、使用できるのが新都心と久茂地・若狭あたりと範囲も限られています。これから爆発的に広がることは難しいと思います。

会長)再生水もエネルギー効率を考えると微妙な方法です。海水淡水化や再生水の利用は、原油が安くエネルギーコストの低い国が行うこと。日本では燃料が高いため、コストの高い方法です。

会長)それでは、次回は事務局が新たに提供する資料とともに、今日の議論を深めていく、ということよろしいですね。

各委員)異議なし。

会長) これで本日の審議会での審議は終了します。